

特定施設入居者生活介護ミレ岡見 重要事項説明書別紙
基本的なサービス及び利用料金

1. 介護保険給付対象サービス及び利用料金

[介護保険のサービス利用に係る自己負担額（通常 1 割負担）を含む金額です]

食 事	食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮して調理します。 食事時間：朝食 7:15～ 昼食 11:30～ 夕食 17:30～
介 護	・入浴…最低、週 2 回以上入浴していただきます。ただし、利用者の体調等により、清しきとなる場合があります。 ・排せつ…利用者の心身の状態に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。又、おむつの適切な取替えを行います。 ・食事…利用者の心身の状態に応じ、適切な方法により、食事の自立について必要な援助を行います。 ・安否確認…利用者の安全確保に努めます。 ・離床、着替え、整容、その他日常生活上のお世話を適切に行います。
機能訓練	日常生活の中で機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を行います。
生活相談	生活相談員をはじめ、職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
健康管理	医師や看護職員が健康管理を行います。必要に応じて通院・入院時の対応を行います。家族にも可能な限りご協力をお願いいたします。
レクリエーション行事	年間を通して季節ごとの行事等を行います。

サービス利用に係る自己負担額

単位（円）

介護度 内容・単価	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単価(日額)	183	313	542	609	679	744	813
夜間看護体制加算（Ⅱ）(日額)			9	9	9	9	9
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）(日額)	6	6	6	6	6	6	6
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	総月額 ×	総月額 ×	総月額 ×	総月額 ×	総月額 ×	総月額 ×	総月額 ×
	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%

夜間看護体制加算（Ⅱ）について

常勤看護師を 1 名以上配置し、看護職員との連携により 24 時間連絡できる体制を確保し、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入所の際に説明し同意を得ている場合に算定します。（要介護 1～要介護 5 の方のみ）

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）について

看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が 75% 以上の場合に算定します。

看取り介護加算について

該当される方（医師が回復の見込みがないと判断した利用者に対し、本人またはその家族が看取り介護に同意した場合、その意思を尊重し、医師や看護師など多職種と連携をとって看取りをする場合）については下記の加算を算定させていただきます。

看取り介護加算	72 円／日（死亡日以前 31 日以上 45 日以下）
	144 円／日（死亡日以前 4 日以上 30 日以下）
	680 円／日（死亡日の前日及び前々日）
	1,280 円／日（死亡日）

介護職員処遇改善加算について

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、利用者にサービスを提供した場合に算定します。

※上記利用料については、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方は申請により高額介護サービス費の支給があります。第 1・第 2 段階の方は上限月額 15,000 円以上の額については保険者より返金支給されます。第 3 段階の方は上限月額 24,600 円以上の額については保険者より返金支給されます。

※介護保険法などの関係法令等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、上記利用料を変更することがあります。その場合は、変更内容を記した文書により説明し同意を得るものとします。

※養護老人ホーム入所者が介護保険サービスを利用した場合には、利用者の費用徴収階層に応じて措置費から介護サービス利用者負担加算が支弁され、利用料の一部もしくは全額が補助されます。（但し、高額介護サービス費上限月額以下の金額について適応いたします）

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

2. 介護保険給付対象外サービス及び利用料金

（1）理美容費

利用者の必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。

（2）日常生活用品の購入費

利用者が日常生活に要する費用で、利用者が負担することが適当であるものに係る費

用。

(3) 日常生活上の費用

利用者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用。